

令和 3 年 度

岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査提出要領
(申請書作成手引き)

物品の買入れ・役務の提供（新規登録）

岩 手 中 部 水 道 企 業 団

はじめに

令和3年度において岩手中部水道企業団（以下「企業団」という。）が発注する物品の買入れ又は役務の提供の競争入札に参加を希望する方は、岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書及び必要書類（以下「申請書」という。）を提出してください。なお、令和元年・2年度の物品の買入れ又は役務の提供の入札参加資格者台帳に登載されている方は、有効期間の終期を1年間延長します。延長にあたり、申請手続き等は必要ありません。ただし、業種の追加を希望する場合は、追加申請が必要です。

申請書の記載にあたり、理解しにくい事項を中心に整理しましたので参考にしてください。

1 競争入札参加資格基準について

(1) 資格要件

競争入札に参加する方に必要な資格は、次のとおりです。

- ① 営業又は事業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつてはこれを受けていること
- ② 令和3年1月31日現在において、営業又は事業年数が1年以上あること
- ③ 令和3年1月31日の直前2営業又は2事業年度において、競争入札に参加を希望する業種についての履行実績を有すること

(2) 欠格要件

次のいずれかに該当する方は資格審査を受けることができません。

- ① 契約を締結する能力を有しない者（成年被後見人等）及び破産者で復権を得ない者
- ② 岩手県暴力団排除条例（平成23年岩手県条例第35号）に規定する暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者
- ③ 申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載をしなかった者
- ④ 市・町税並びに法人税、所得税、消費税及び地方消費税を滞納している者
- ⑤ 関係法令の規定による営業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖処分を現に受けている者
- ⑥ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがある者、民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者

2 申請手続きについて

(1) 受付期間

令和3年2月1日（月）から令和3年2月26日（金）まで

記入内容の不備等により再提出する場合を含め、受付期間を過ぎた申請は受理できませんので、ご注意ください。

(2) 提出方法

発送と受領が記録される方法（一般書留、簡易書留、特定記録郵便など）により提出してください。これら以外の方法で発送し、不着事故が生じても、当企業団は責任を負いません。

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、持参での受付は行いません。

【提出先】

岩手中部水道企業団総務課契約管理係
 〒025-0004 岩手県花巻市葛第3地割183番地1
 TEL：0198-41-5315 FAX：0198-26-3307

(3) 提出部数

申請書は、次項提出書類の番号順に揃え、クリップ留めで1部提出してください。なお、申請内容について問い合わせる場合がありますので、必ず申請書の控えを保存しておいてください。

(4) 提出書類

- ① 申請書の記入事項は、令和3年1月31日現在の状況で記入してください。
 - ② 証明書については、発行日が申請書提出日の直前3か月以内のものを有効とし、写しや他様式で提出可能なものは両面印刷を推奨します。
- ※各様式における企業団圏域内とは、北上市、花巻市及び紫波町の地域を指します。

番号	書類の名称	○:必須 △:該当者	注意事項
1	岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書	○	・様式第1号（他様式不可）
2	参加希望営業種目調書	○	・様式第2号（他様式不可）
3	使用印鑑届・委任状	○	・様式第3号又は任意の様式
4	印鑑証明書	○	写しでも可
5	登記事項証明書 （身分証明書）	○	写しでも可
6	営業所一覧表	△	・様式第4号又は任意の様式 ※岩手県内に営業所等を有する方のみ提出
7	納税証明書	○	写しでも可 ※新型コロナウイルス感染症による特例措置有り
8	暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書	○	・様式第5号（他様式不可）
9	営業実績書	○	・様式第6号又は任意の様式
10	許可・登録事業調書	△	・様式第7号又は任意の様式
11	財務諸表	○	
12	受理証発送用封筒	○	宛名記入済、84円切手貼付済のもの ※受理証の発送に使用するもの。はがき不可。

3 申請書作成時の注意事項

- (1) 申請書の重要な事項に虚偽の記載や記載しなかったことが明らかになった場合は、入札参加資格者台帳（以下「資格者台帳」という。）に登録しませんので、注意してください。
- (2) 申請書の様式は、必ず最新の様式を使用し、日付は必ず記載してください。

4 申請書類について

番号1 岩手中部水道企業団競争入札参加資格審査申請書（様式第1号）

- (1) 「申請者」欄の代表者職・氏名には、法人の場合、職名も必ず記入してください。
- (2) 年間委任しない場合、入札等の通知先は本店とします。連絡先のみ登録はできません。
- (3) 「この申請に関する問い合わせ先」欄には、この申請書を実際に記入した方又は申請書の内容を熟知しており、問い合わせに対応できる方を記入してください。なお、行政書士等が作成した場合は、その方の氏名及び連絡先を記入してください。

番号2 参加希望営業種目調書（様式第2号）

参加を希望する業種から細目を選び、希望欄に○を記入してください。なお、参加を希望する業種数に制限はありませんが、一括下請負させなければ履行できない業種を希望することはできません。

※細目番号99「その他」を希望する場合は、適用欄の（ ）内に具体的な内容を記入してください。

番号3 使用印鑑届・委任状（様式第3号又は任意の様式）

当企業団の様式は使用印鑑届と委任状が一つになっており、競争入札、契約行為及び代金の請求について、後述有効期間を通じて委任する場合は様式の下段に、委任しない場合は上段に記入、押印したものを提出してください。

番号4 印鑑証明書

- (1) 申請書に押印する実印の証明書は、法人の場合は本店の所在地を管轄する法務局が、個人事業主の場合は住所地の市町村が発行するものを提出してください。
- (2) 写しを添付する場合は拡大や縮小をしないでください。

番号5 登記事項証明書（身分証明書）

法人の場合は、本店の所在地を管轄する法務局が発行する現在事項全部証明書、個人事業主の場合は、本籍地の市町村で発行する身分証明書を提出してください。なお、写しの提出でも構いません。

番号6 営業所一覧表（様式第4号又は任意の様式）

【岩手県内に営業所等を有する方のみ提出】

台帳区分の確認に必要となりますので、岩手県内の営業所等を記入してください。

番号7 納税証明書

- (1) 国税については、未納の税額がないことの証明書（その3の2又はその3の3）又は新型コロナウイルス感染症の影響により納税猶予（特例猶予）の適用を受けた事業者については、猶予の許可が確認できる通知書の写しを提出してください。

- (2) 市・町税については、企業団圏域内に本店又は営業所等を有し、納めたものが対象となります。直前1年分又は直前1事業年度分を対象とした納税証明書又は新型コロナウイルス感染症の影響により徴収猶予（特例猶予）の適用を受けた事業者については、猶予の許可が確認できる通知書の写しを提出してください。
- (3) 事務所開設から日数が経過していないため、法人市・町民税等の納税実績がない場合は「法人の設立・変更等の申告書」の写しを提出してください。

税目（国税様式名）		法人	個人事業主
国 税	法人税（その3の3）	○	—
	消費税（その3の3）	○	—
	所得税（その3の2）	—	○
	消費税（その3の2）	—	○
市 ・ 町 税	法人市・町民税	○	—
	固定資産税	○	○
	軽自動車税	○	○
	市・町県民税	—	○
	国民健康保険税	—	○

番号8 暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第5号）

- (1) 欠格要件に該当しないことを確認するため、暴力団、暴力団員又はこれらの者と密接な関係を有する者に該当しないことを誓約していただきます。
- (2) 該当の有無を確認するため、追加資料の提出を求める場合があります。
- (3) 該当の有無を確認するため、本誓約書及び申請書その他企業団に提出した書類の全部又は一部（書類の記載内容の抜粋を含む。）を岩手県警察本部に提供する場合がありますので、了解のうえ申請してください。
- (4) 岩手県警察本部への照会の結果、該当することが判明した場合は資格者台帳に登載しません。

番号9 営業実績書（様式第6号又は任意の様式）

- (1) 直前2年間の主な実績（未納品、未完了のものを含む。）について記入してください。必要事項が記載されていれば、各種許可申請及び国・都道府県・他市町村等への入札参加資格審査申請に使用したものでも構いません。
- (2) 会社の規模によりその分量が多くなる場合は、企業団圏域内を営業範囲とする営業所等に属する部分を抜粋し、提出してください。

番号10 許可・登録事業調書（様式第7号又は任意の様式）

営業に関し法令上許可、登録等を必要とする業種にあつては、その許可又は登録事業名を記入してください。また、それを証明する許可書又は登録証の写しを添付してください。

番号11 財務諸表

- (1) 直前1営業又は1事業年度分の貸借対照表、損益計算書及び利益処分計算書等の写しを提出してください。
- (2) 個人事業主の場合は、確定申告書や現況報告書の写しでも構いません。

番号 12 受理証発送用封筒

受理証の発送をもって申請書の受理、受付が完了されたものとするため、受理証の発送用封筒（宛名記入済のもの）に 84 円切手を貼付したものを提出ください。

※会社独自に申請書の受理、受付を確認するための書類、はがき等の返送を希望する際は、これとは別に準備願います。

5 競争入札参加資格審査について

(1) 資格審査

申請書が提出されると資格審査を行い、資格基準に適合すると認める者を資格者台帳に登録します。

(2) 資格審査結果の通知

資格審査の結果は、令和 3 年 3 月下旬に企業団ホームページに掲載します。

(3) 資格者台帳の有効期間

資格者台帳の有効期間は、令和 3 年 4 月 1 日から 1 会計年度です。ただし、次の資格者台帳が作成されるまでの間は、有効とします。

(4) 資格の喪失及び取消し

① 資格の喪失

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を失います。

ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 4 第 1 項の規定に該当するとき

イ 法令の規定により営業又は事業に関する登録を抹消されたとき

② 資格の取消し

資格者が次のいずれかに該当するときは、資格を取り消されることがあります。

ア 政令第 167 条の 4 第 2 項各号に該当するとき

イ 申請書の事項に虚偽の記載をしたことが明らかとなったとき

6 記載事項の変更について

申請書の提出後、内容に変更が生じた場合は速やかに記載事項変更届を提出してください。なお、提出されない場合は入札参加の際に不利になることがあります。また、登録部門が複数（物品の買入れ・役務の提供と建設工事など）あっても、提出は 1 部で構いません。

7 その他

様式のファイルにチェックリストを添付していますので、提出前にご活用ください。